

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊津福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 法人の次の役員等に対して報酬を支給する。  
ただし、法人から賃金規程に基づく賃金を受けている者には、これを支給しない。

- 2 常勤理事 月額 900,000 円とする。
- 3 非常勤理事・監事 月額 10,000 円とする。
- 4 評議員 法人の会議等へ出席したときは、日額 10,000 円とする。
- 5 評議員が、法人の業務のために県外へ旅行したときは、日額 7,000 円を支給する。

### (支給日)

第3条 前条第2項の常勤理事の報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

- 2 前条第3項の非常勤理事・監事の報酬は、6月・9月・12月・3月に支給する。
- 3 評議員の報酬は、会議等へ出席の都度、支給する。

### (出張旅費)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて支給する。  
ただし、旅費規程第4条第1項第5号の日当は支給しない。

### (改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

### 付 則

1. この規程は、平成24年6月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
4. この規程は、令和3年4月1日から施行する。